

郡山市自転車等駐車場設置条例（平成 12 年郡山市条例第 50 号）第 17 条の規定に基づき、次のとおり管理上支障がある自転車等を撤去し、保管した。

令和 7 年 9 月 4 日

郡山市長 椎根 健雄

1 撤去し、保管した年月日

令和 7 年 7 月 17 日

2 撤去し、保管した場所

撤去を行った自転車等駐車場	保管した場所
別紙のとおり	郡山市撤去自転車等保管場所 (郡山市字東宿 17 番 6 郡山駅西口第二自転車等駐車場内)

3 保管した自転車等の台数

自転車 8 台

4 保管した自転車等の返還を行う場所、期間及び時間

(1) 返還を行う場所 郡山市撤去自転車等保管場所

(郡山市字東宿 17 番 6 郡山駅西口第二自転車等駐車場内)

(2) 返還を行う期間 告示の日から 60 日間

(3) 返還を行う時間 午前 9 時から午後 6 時まで

5 保管した自転車等の返還の際、当該保管自転車等の利用者又は所有者（以下「利用者等」という。）が支払うべき金額（撤去及び保管に要した費用の徴収）

(1) 自転車 1 台につき 2,000 円

(2) 原動機付自転車、自動二輪車 1 台につき 4,000 円

※ 撤去し、保管した日前において、当該自転車等の盗難の届出をしていた場合は、その証明となるものを提示することで免除とする。

6 保管した自転車等の返還の際に必要な事項

利用者等が保管自転車等の返還を求める際には、保管自転車等のかぎその他の当該自転車等の利用者等であることを証明できるものを提示しなければならない。

自転車等駐車場からの自転車等の撤去、保管一覧

撤去日 (保管開始日)	撤去を行った自転車等駐車場	車種・台数		
		自転車	原動機付 自転車	自動 二輪車
令和7年7月17日	郡山駅西口第二自転車等駐車場 (郡山市字東宿17番6)	5台		
令和7年7月17日	郡山駅東口自転車等駐車場 (郡山市谷島町152番)	3台		
	計	8台		